

日本の“慰安婦”問題へのアプローチは被害者の人権をさらに侵害する — ピレイ人権高等弁務官述べる

<ジュネーブ 2014年8月6日>

ナビ・ピレイ国連人権高等弁務官は水曜日、日本が戦時性奴隷の問題の包括的で、公平で、持続的な解決を追求してこなかったことに心からの遺憾の意を表し、“慰安婦”として知られる被害者の人権が第二次世界大戦の後、数十年間も侵害され続けていることに警告を発した。

「2010年に日本を訪問した時、私は政府に戦時性奴隷の被害者の方々に効果的な救済を提供するよう要請しました」、高等弁務官はそう述べた。「私の任期がまもなく終わろうとしている今、自らの権利のために闘ってきたこれら勇気ある女性たちが、権利の回復をみず、当然の権利である賠償を受けるとすることもなく、次ぎつぎに他界していくことに心が痛みます。」

「これは歴史に委ねる問題ではありません。これは現在の問題であり、被害女性たちの司法と賠償への権利が実現されない限り、彼女たちへの人権侵害は続きます、」高等弁務官は述べた。

高等弁務官は、女性たちは、正義ではなく、ますます高まる日本の公人による否定と品位を貶める発言を受けていると指摘した。2014年6月20日に発表された政府による河野談話検証レポートは、“女性たちが強引に募集されたことを確認するのは不可能である”としている。このレポートの発表に続き、東京のある団体は、“慰安婦は性奴隷ではなく、戦時の売春婦だった”と公言した。

「そのような発言は女性に激しい精神的苦痛をもたらすに違いありません、しかし、日本政府はそれに対して公式に反論をしていません」とピレイ氏は述べた。

これまで、日本は国連の多数の独立専門家、人権条約機関、そして人権理事会の普遍的定期審査により、この問題に取り組むために具体的措置を取るよう勧告を受けてきた。つい最近では、市民的及び政治的権利に関する国際規約の実施を監視する国連人権委員会が、日本に対して、性奴隷の申し立てが調査され、加害者が訴追されるよう“即時かつ効果的な法的および行政的措置”をとるよう求めた。さらに委員会は、被害者とその家族の司法と賠償へのアクセス、すべての証拠の開示、そして国内における問題に関する教育を求めた。

ピレイ高等弁務官は、日本は昨年、紛争下の性的暴力防止に関する国連宣言に署名したこと、そして今年始めに紛争下の性的暴力に関する英国サミットを積極的に支持したことに言及した。

「私は日本が、それと同じ気持ちで、戦時性奴隷の包括的で公平で持続的な解決を追求するよう促します、」とし、高等弁務官事務所は必要な援助はいつでも提供できると述べた。

<了>